

令和4年11月10日
キノビクス株式会社

■くるみん認定 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年12月1日 ～ 令和7年6月30日 までの2年7か月
2. 内容

目標1：令和5年1月～ 所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。
(ワーク・ライフバランスの充実)。会社全体、チーム毎の日を設定する。

<対策>

- 令和4年12月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和4年12月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和5年1月～ ノー残業デーの実施(会社全体の日、各チームごとの日を設定)
毎月の経営協議会で実施状況の報告・検証
朝礼、社内掲示(社内イントラ内等)で社員への周知徹底

目標2：令和7年6月までに、多様な働き方を促進するため、年次有給休暇の取得促進にて取得率60%以上とする。リフレッシュ休暇(特別休暇制度)の設定と取得促進。

<対策>

- 令和4年12月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和4年12月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和4年12月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和5年1月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始

目標3：令和7年6月までに、育児休業(産後パパ育休も含む)・および育児休暇の取得、子の看護休暇の取得促進。
男性社員・・・50%以上、女性社員・・・80%以上とする。

<対策>

- 令和4年12月～ 就業規則の見直し実施
- 令和4年12月～ 対象となる社員の特定・想定作業
- 令和5年1月～ 社員に周知徹底
社内掲示(社内イントラ内等)で社員への周知徹底・取得促進